

秋田県における中学校部活動改革 及び地域クラブ活動推進計画

令和8年10月

秋田県教育委員会

目 次

はじめに	1
I 本推進計画策定の背景	2
1 国の動向	2
2 本県の中学校部活動を取り巻く現状	2
3 改革推進期間における本県の指標の達成状況	4
II 本推進計画の基本的な考え方	5
1 策定趣旨	5
2 位置付け	5
3 目指す姿	5
4 実施期間・取組	5
III 学校部活動の地域展開の全体像	7
1 改革実行期間のロードマップ	7
2 学校部活動の地域展開等のイメージ	8
IV 地域クラブ活動の在り方及び認定制度	9
1 地域クラブ活動の在り方	9
2 地域クラブ活動に関する認定制度	9
V 地域展開の推進に向けた体制整備及び県・市町村・ 運営団体等・中学校等の役割	12
1 地域展開に関する体制整備	12
2 国・県・市町村・運営団体等・中学校等の役割	12
VI 地域展開の推進に向けた各種課題への対応	17
1 運営団体・実施主体の体制整備等	17
2 指導者等の質の保障・量の確保	17
3 活動場所の確保	18
4 保護者の負担（活動場所への移動や費用負担等）	19
5 生徒の安全・安心の確保	20
6 生徒・保護者等の理解促進及び参画促進	20
VII 学校部活動の地域展開等のパターン	22
【参考（関連リンク）】	23

はじめに

スポーツ・文化芸術は、人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするものであると同時に、地域社会の活性化にも寄与するなど、その果たす役割は極めて重要です。本県では、令和8年3月に「第5期秋田県スポーツ推進計画」と、「第4期あきた文化振興ビジョン」を策定し、心身ともに健康で豊かな生活と活力ある地域社会の実現を目指し、引き続き全県的な取組を推進してまいります。

これまで学校の部活動は、子どもたちのスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、社会性の育成など心身の健全育成に大きく貢献するとともに、教員にとっても子どもとの信頼関係構築や指導力向上という大切な学びの機会となってきました。しかしながら、部活動の運営に係る長時間勤務や心理的な負担の大きさ、そして何よりも全国で最も速いペースで進む本県の少子化により、従来の学校単位の部活動のままでは、子どもたちの活動の機会を保障することが極めて困難な状況に直面しています。

このような中、本県では、令和5年度からの3年間を「改革推進期間」と位置付け、国の委託事業等を活用した拠点地域での実証等を通じ、本県の実情に応じた地域移行の在り方や取組を進める中で直面する課題等について検討を重ねてまいりました。この間、地域クラブ活動の運営モデルの構築や実証事例の水平展開、指導者の確保に係る取組等について、一定の成果を上げるとともに、新たな課題が明らかになってきたところです。

一方、国においては、中学生世代の人口が中長期的に減少していく中、このタイミングで改革を加速させなければ、将来的に子どもたちから豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会が失われてしまうとの危機感から、令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」と位置付け、全国的な実施を推進するための新たなガイドラインを令和7年12月に示しました。また、地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能にするという改革の理念等を的確に表すため、従来の「地域移行」という名称を「地域展開」に変更しました。

この「改革実行期間」を迎えるにあたり、本県では、子どもたちのみならず地域の誰もが、身近でスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境づくりに向けて、地域クラブ活動を地域へ実装していく段階にあると考えます。そのため、これまでの推進期間で得られた知見や運営モデルを基盤に、あらゆる関係者の連携・協働をさらに強固なものとしてまいります。

学校部活動の地域展開を、これからの秋田を支える「地域づくり・地域振興」へと力強く発展させ、次世代を担う子どもたちの豊かな未来を地域全体で支えていくため、本計画に基づき、地域の実情に応じた改革を推進してまいります。

I 本推進計画策定の背景

1 国の動向

国は、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保に向け、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校部活動の地域連携・地域移行を通じた環境の整備を推進してきました。その中で、令和5年度から令和7年度を改革推進期間に位置付け、地域クラブ活動への移行に向けた実証事業等に取り組むとともに、各地の特徴的な事例を広く全国に周知してきました。

また、改革推進期間における全国的な成果や課題を踏まえ、今後の取組について検討する「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめ（令和7年5月）を受け、令和7年12月に、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下、国ガイドラインという。）を策定しました。その中で、令和8年度から令和13年度までの6年間を改革実行期間と位置付け、市町村が改革の主体となり、休日の取組については、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を、平日の取組については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進することが示されました。

このことにより、これまでの方針が発展的に継承されるとともに、学校部活動の地域展開に向けた取組を一層充実させる国の考え方が明確化されました。

2 本県の中学校部活動を取り巻く現状

（1）部活動における少子化の影響

本県の中学校生徒数は、令和7年度は19,193人で前年度より1,903人の減少（約9%の減少率）であり、平成16年度と比較すると、14,039人の減少（約42%の減少率）となっています（図1参照）。全国最大のペースで少子化が進む本県では、今後もますます生徒数の減少が見込まれます。

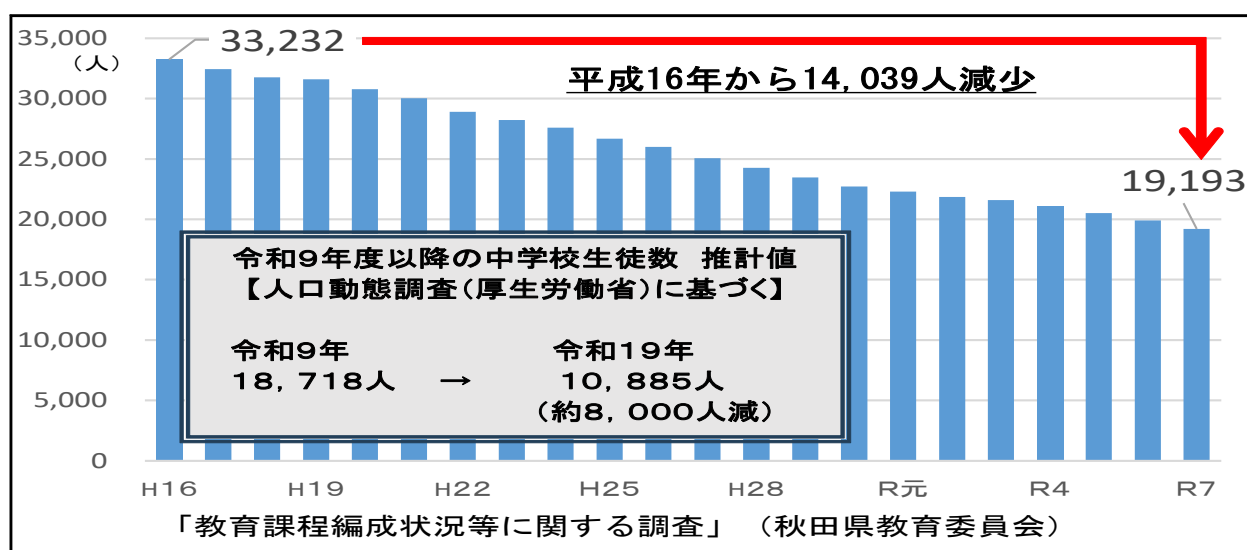


図1：秋田県における公立中学校生徒数の推移（平成16年～令和7年）
「教育課程編成状況等に関する調査（秋田県教育委員会）」

少子化による影響は部活動の加入数にも及んでおり、平成16年度には31,748人（運動部24,717人、文化部7,031人）いた部員が、令和7年度には15,148人（運動部10,645人、文化部4,503人）に減少しています（図2参照）。

また、近年では学校外のスポーツクラブ・団体等に所属する子どもが増加しているなど、子どもたちを取り巻く環境の変化やニーズの多様化が見られ、部活動における団体競技や部門では、学校単位でのチーム編成が難しいため、合同チームでの登録数が増加しているなど、従来の枠組みでの部活動の維持が一層難しくなっている現状にあります。

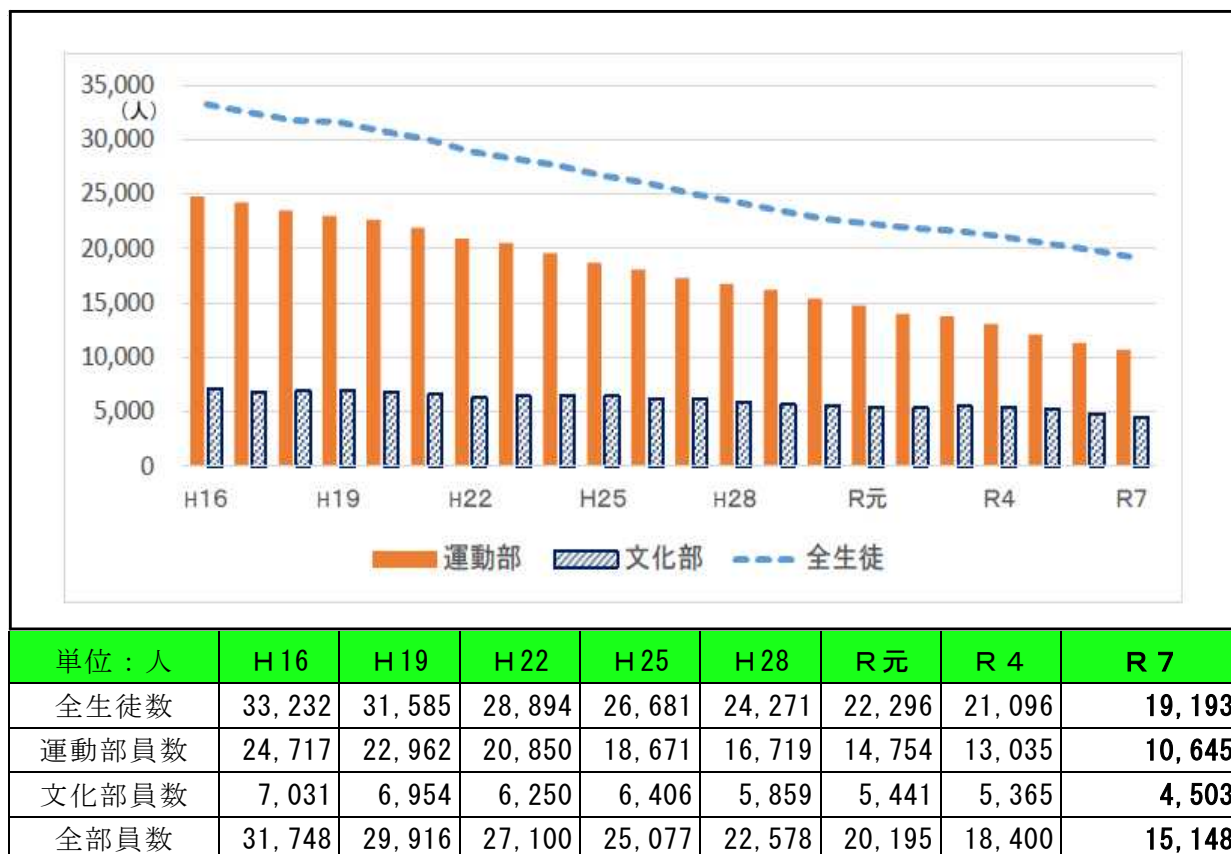


図2：秋田県における公立中学校部活動部員数の推移（平成16年度～令和7年度）
「教育課程編成状況等に関する調査（秋田県教育委員会）」

（2）教員の負担

少子高齢化や情報化の急速な進展など、子どもたちを取り巻く環境の変化が今後も中長期的に継続することが見込まれている中、教員が教員でなければできない業務に専念できる環境を整備し、教育の質を更に向上させるため、学校における働き方改革の推進を図ることは、引き続き重要な課題です。

県教育委員会の調査では、月当たり時間外在校等時間が45時間を超えた割合は、小学校・特別支援学校と比較して中学校・高校が高く、その中でも中学校での超過勤務が目立っており（表1参照）、時間外在校等時間に行われた業務は、部活動や文書作成・事務処理が上位を占めています。

表１：教職員の勤務状況（令和７年４月～令和８年３月の実績）

「教職員の働き方改革推進計画 検証結果」（令和７年度）（秋田県教育委員会）

		平均時間外 在校等時間 (時間)	月当たり時間外在校等時間 (上段：延べ人数、下段：割合)			年間時間外在校等 時間が360時間を超 えた人数(実人数)
			0～45時間	45超～80時間	80時間超～	
市 町 村 立	小学校	30.0	26,619	5,923	312	1,242
			81.0%	18.0%	1.0%	45.4%
	中学校	43.6	12,559	7,383	2,090	1,371
			57.0%	33.5%	9.5%	74.8%
県 立	中学校	40.7	314	167	23	33
			62.3%	33.1%	4.6%	78.6%
	高校	41.1	13,066	5,073	2,527	971
			63.2%	24.6%	12.2%	56.7%
	特別支 援学校	19.2	10,769	467	0	143
			95.8%	4.2%	0.0%	15.2%
全 校 種		34.7	63,327	19,013	4,953	3,769
			72.5%	21.8%	5.7%	51.8%

３ 改革推進期間における本県の指標の達成状況

令和５年８月に策定した「秋田県における地域移行推進計画(Ver.1)」(以下、県推進計画(Ver.1)という。)に基づく取組の推進により、部活動改革に係る協議会等を設置している市町村は25(100%)、独自の推進計画等を策定している市町村は21(84%)、地域移行に着手した市町村は21(84%)となり、関係者による連携体制や、地域の実情に応じた活動環境の整備が着実に進められています(表２)。

しかし、実際に中学生を受け入れて活動しているクラブ数は、全中学校部活動数(延べ数)の約15%(秋田県教育庁保健体育課調査)にとどまっているため、今後は、地域クラブ活動を本格的に実施・拡充させていく必要があります。市町村が策定した方針や推進計画等に基づき、休日の活動を定着させていくとともに、平日の活動についても地域の実情や進捗状況を踏まえた検討を進め、持続可能で安定した活動ができる環境整備が求められます。

表２：改革推進期間における指標の達成状況

指標		R 5 当初		R 5	R 6	R 7
1	協議会等を設置している 市町村数	20	目標値	22	25	25
			達成値	21	22	25
2	推進計画等を策定している 市町村数	0	目標値	4	15	25
			達成値	5	20	21
3	学校部活動の地域移行に 着手している市町村数	3	目標値	4	9	25
			達成値	3	15	21

Ⅱ 本推進計画の基本的な考え方

1 策定趣旨

急激な少子化が進む中でも、子どもたちが、自身が生活する地域などの身近な場所でスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境づくりを目指し、中学校等や市町村、地域クラブ等による連携・協働の下、学校部活動の地域展開等に関する総合的・計画的な取組等を進めるために、本推進計画を策定します。

2 位置付け

本推進計画は、県推進計画(Ver.1)の理念や方向性を継承するとともに、その取組の成果や課題及び国ガイドライン等を踏まえ、スポーツや文化芸術活動を通じた生徒の健全育成の観点から、県内公立中学校等を対象とする学校部活動の地域展開等を進めるための基本計画として位置付けるものです。

なお、市町村においては、本推進計画を踏まえ、改革の主体として地域の実情に応じた地域展開等の在り方について検討し、具体的な手法やスケジュール等を定め、取組を着実に進めていただきたいと考えます。

また、国立の中学校や高等学校等においても、本推進計画の内容も参考に、学校等の実情に応じて必要な取組や連携を進めることが望ましいと考えます。

3 目指す姿

【目指す姿】

**誰もが 身近で スポーツや文化芸術活動に
継続して親しむことのできる環境づくり**



©2015秋田んだッチ

地域展開等を進めていくに当たっては、これまで主に学校部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動の機会を確保しつつ、子どもたちを含めた地域住民がスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、地域の環境整備を一層充実させていくことが大切です。

そのためには、部活動の地域展開は、単に学校から部活動を切り離すということではなく、地域全体でスポーツ・文化芸術活動に親しめる社会の実現を目指し、地域の環境整備や機運の醸成を図ることが重要になると考えます。

4 実施期間・取組

本県では、令和8年度から令和13年度までを「改革実行期間」として設定します。その中で、令和8年度から令和10年度を「前期」とし、前期終了までに県内全ての公立中学校等の部活動において、休日の活動の地域展開等に着手することを原則とします。また、令和11年度から13年度を「後期」とし、前期における取組の成果や課題を踏まえた取組を継続することで、休日の地域展開の実現を目指します。平日の活動については、改革実行期間内に活動方針を定めるとともに、地域の実情に応じた地域展開等の取組に

着手することを目指します。

なお、本推進計画では、「地域展開」は生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開することをいい、「地域連携」は学校部活動に部活動指導員等を配置したり、合同部活動等を実施したりすることをいいます。「地域展開」と「地域連携」をまとめて指し示す場合には「地域展開等」ということとします。

改革の実現に当たっては、市町村が主体となり、地域の実情に応じてできることから着実に進めることが求められます。その際、例えば休日と平日を併せた活動体制の整備や、他市町村との広域的な連携の検討など、将来を見据えた一体的な取組を進めていくことも考えられます。

また、県や市町村においては、本推進計画策定後も、地域展開等に向けた取組の進捗状況を定期的に調査・検証し、本県にとってよりよいスポーツ・文化芸術活動環境の在り方を検討し更なる改革を推進していく必要があります。

Ⅲ 学校部活動の地域展開の全体像

1 改革実行期間のロードマップ

県においては、部活動の地域展開を進めるに当たり、改革推進期間における成果と課題を踏まえた全県的な取組の方向性を明確にし、市町村に対するきめ細かな支援や広域的な基盤づくりを推進してまいります（図3参照）。

中学校等を設置する市町村においては、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情に応じた改革方針を決定の上、地域クラブ活動の認定等を行い、着実に取組を進めていくことが重要です。また、方針を決定した場合には、その理由や全体像、段階的に進める場合のロードマップ等を含め、中学校等と連携し、生徒・保護者等に丁寧に説明を行うことが必要です。

なお、地域の資源や学校部活動を取り巻く環境等の実態により地域展開が困難な場合には、部活動指導員等の配置や合同部活動等の地域連携を実施するなど、学校部活動と地域クラブ活動を併存させながら、生徒の活動機会を保障することも考えられます。

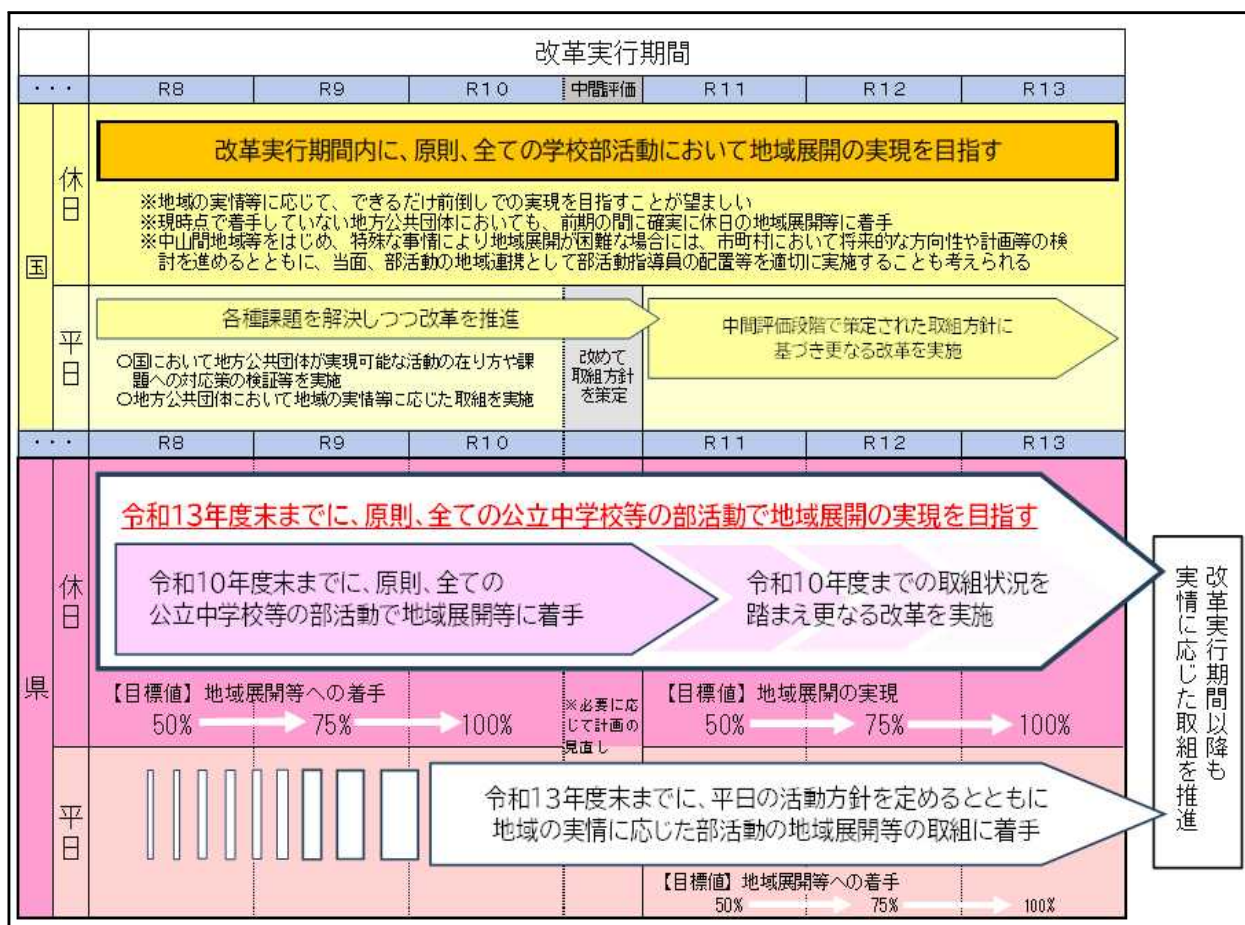


図3：改革実行期間ロードマップ

表 3 : 指標及び目標値

	指標	R7 現状値	R8 目標値	R9 目標値	R10 目標値	R11 目標値	R12 目標値	R13 目標値
1	地域クラブ活動認定要件等を策定している市町村数	13	15	20	25	—	—	—
2	休日の地域展開等に着手している部活動の割合	33.9% 運動部のみ	50% 運・文含む	75%	100%	—	—	—
3	休日の地域展開を実現（完全実施）している部活動の割合	—	—	—	—	50%	75%	100%
4	平日の地域展開等に着手している市町村の割合	—	—	—	—	50%	75%	100%

※市町村取組状況調査（秋田県教育庁保健体育課）に基づく

2 学校部活動の地域展開等のイメージ

市町村の体制づくりを進めていくに当たっては、関係者との連携・協働の下、段階的に取組を進めていくことが望ましいと考えますが、合意形成や条件整備等に時間を要する場合も想定されます。その場合は、部活動指導員等の任用や合同部活動等による地域連携、モデルとなる部活動を設定した試験的な取組の実施など、生徒の活動の機会を確保しつつ、できることから着実に地域展開に向けた体制整備を進めていくことも考えられます（図 4 参照）。

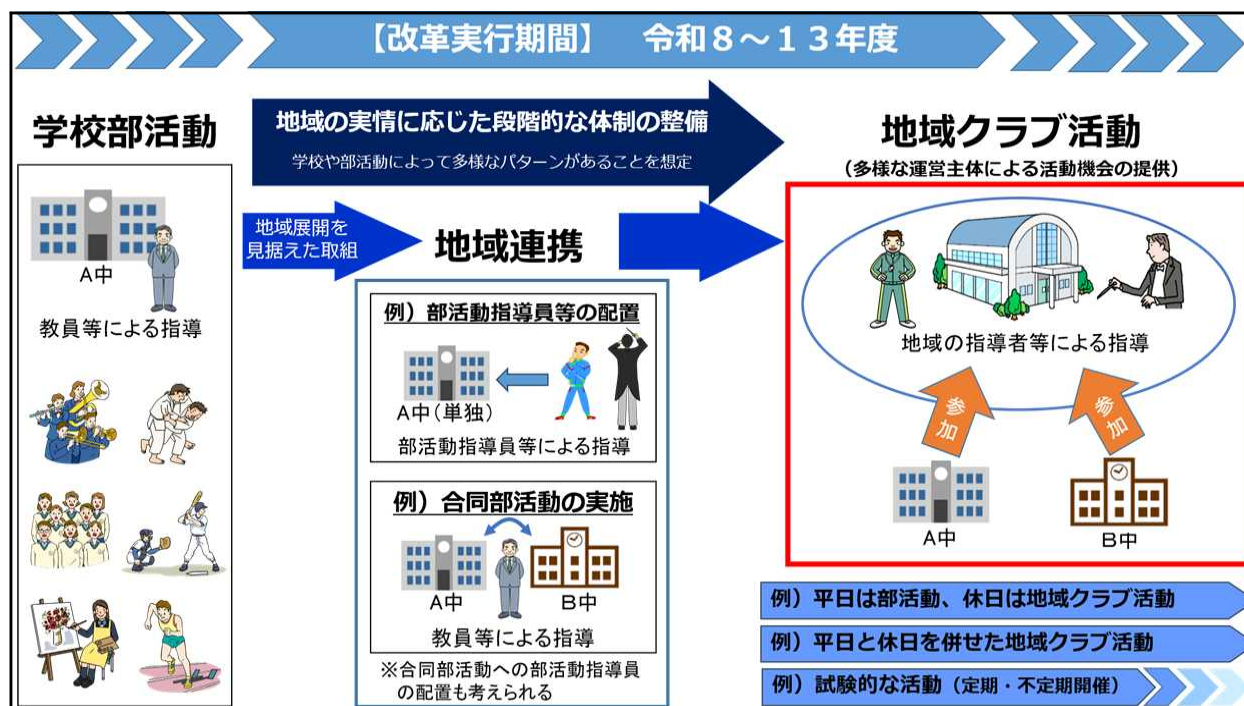


図 4 : 学校部活動の地域連携・地域展開のイメージ

Ⅳ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1 地域クラブ活動の在り方

地域クラブ活動は、生徒の自主的・自発的な参加によることを前提とし、生徒の心身の健全育成を図り、生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保していくものであるとともに、地域住民にとってもよりよい地域スポーツ・文化芸術活動の場を提供していくことが望まれます。

また、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが期待されます。その際、障害のある生徒やスポーツ・文化芸術活動が不得意な生徒も含め、全ての生徒が希望に応じて多様な活動に参加できるようにするとともに、競技性や成果のみに偏重しない活動を通じて、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむための資質・能力等を育てることを主な目的とすることに留意が必要です。

【学校部活動が担ってきた教育的意義の例】

- ①スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる
- ②体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる
- ③自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する
- ④自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす
- ⑤互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる 等

【地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値の例】

- ①生徒のニーズに応じた多種多様な体験（複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）
- ②生徒の個性・得意分野等の尊重
- ③中学校等の垣根を越えた仲間とのつながりの創出
- ④地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ⑤適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- ⑥学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導 等

2 地域クラブ活動に関する認定制度

地域クラブ活動は、市町村が策定する認定制度に基づく認定を受けて活動することが基本となります。認定制度の趣旨や概要等は、国ガイドラインの「別冊資料① 地域クラブ活動に関する認定制度」及び別紙1「地域クラブ活動に関する認定制度における『2. 認定要件』の具体的な確認事項」を踏まえ、次の内容が考えられます。

(1) 趣旨

部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展や、競技力向上を主目的とした団体や活動との区別、活動の質の担保等の観点から、国ガイドライン及び本推進計画が示す要件等に基づき、市町村において認定に係る仕組みの構築が必要です。

認定要件に基づき、対象となる中学校を設置する市町村により認定された活動を「認定地域クラブ活動」とします。

※呼称例「〇〇〇市認定地域クラブ活動」等

※認定要件に沿って市町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとはみなす。

(2) 想定される認定の効果

①生徒・保護者・中学校等に対する市町村による情報提供

②地域クラブ活動の運営等への公的支援

- ・財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等
- ・市町村における交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用等

③地域クラブ活動への従事を希望する教職員の兼職兼業の積極的な許可

※スポーツ庁ホームページに掲載の「兼職兼業要綱ひな形」も参照

(3) 認定制度の概要

①活動の目的・理念

- ・学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた豊かで幅広い活動機会の保障
- ・入会時の選抜等の不実施、障害の有無等によらない生徒の幅広い受け入れ
- ・競技力向上や大会・コンクール等の結果のみに偏重しない活動

②適切な活動時間や休養日の設定

- ・1日の活動時間の設定（平日は長くとも2時間程度、学校の休業日は3時間程度）
- ・週当たり2日以上休養日の設定（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

※生徒が学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加するなど、複数の活動に参加する場合は、参加する活動全体を見通した休養日の設定に配慮

③参加費等

- ・活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等を設定
- ・大会や遠征等に係る臨時集金等が頻発しないための活動の精査及び計画

④適切な指導体制の確保

- ・暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む）
- ・市町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導

※指導者の登録については、市町村等による認定クラブ指導者登録制度等の構築が考えられる（国ガイドラインの別紙2『認定地域クラブ活動指導者』登録

制度」参照)

⑤安全確保の体制

- ・生徒の健康状態や気温等の活動条件を考慮した適切な活動
- ・施設・設備・用具等の点検・管理
- ・事故等が発生した場合の対応や責任の明確化及び連絡体制の整備
- ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）

⑥適切な運営体制

- ・関係法令の遵守、規約等の作成、適切な会計処理及び関係者への情報開示
- ・営利を主たる目的としない運営
- ・大会等に参加する場合の大会運営への積極的な協力
- ・いつでも関係者等による活動の見学ができる開かれた体制

⑦学校や保護者等との連携

- ・学校の教育活動に配慮した活動計画（年間、月間）
- ・生徒の活動状況に関する情報共有
- ・学校施設の活用や教職員の兼職兼業に係る連絡調整

※スポーツ庁ホームページに掲載の「認定制度要綱ひな型」も参照

※市町村が、地域の実情に応じて、上記に加えて独自の要件を設定することも考えられるが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意

※上記枠内の要件に加え、「秋田県学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン(Ver.1)」(令和6年3月秋田県教育委員会)(以下、県ガイドラインという。)が遵守されるよう留意

※市町村が策定する地域クラブ認定要件と、各競技団体等が主催する大会等への参加条件等には違いがあることに留意(例:秋田県中学校体育連盟が定める「秋田県中学校体育連盟 大会参加申請手続要項(地域クラブ活動用)」等)

(4) 認定手続等(市町村が認定等を実施)

①認定手続

- ・地域クラブ活動の実施主体が市町村へ申請(運営団体でとりまとめて申請)
- ・市町村等による審査及び認定(必要に応じてヒアリングや現地確認等を実施)

②認定の有効期間等

- ・最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市町村において設定
- ・定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、活動の実施状況を把握
- ・必要に応じた指導助言や、不正等があった場合の認定取消を実施

(5) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

認定されていない運営団体・実施主体においても、中学校等の生徒の発達段階を考慮した心身の健全育成に寄与する活動の観点から、認定要件に準じた活動を実施することが求められます。

特に、活動時間・休養日の設定や、暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止、生徒の安全確保については、運営団体・実施主体において、適切な対応を徹底する必要があります。

V 地域展開の推進に向けた体制整備及び県・市町村・運営団体等・中学校等の役割

1 地域展開に関する体制整備

地域展開の円滑な推進に当たっては、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の多くの関係者が情報を共有し合意形成を図るとともに、連携し段階的・計画的に取り組んでいく必要があります。

なお、国ガイドラインにおいても改革の主体は市町村とされていることや、中学校等の設置者であることなどを踏まえ、市町村が中心となって取組を進めていく必要がありますが、学校部活動や地域クラブの環境は地域ごとに異なることから、県・市町村・運営団体・中学校等が連携・協働した体制づくりが重要です（図5参照）。

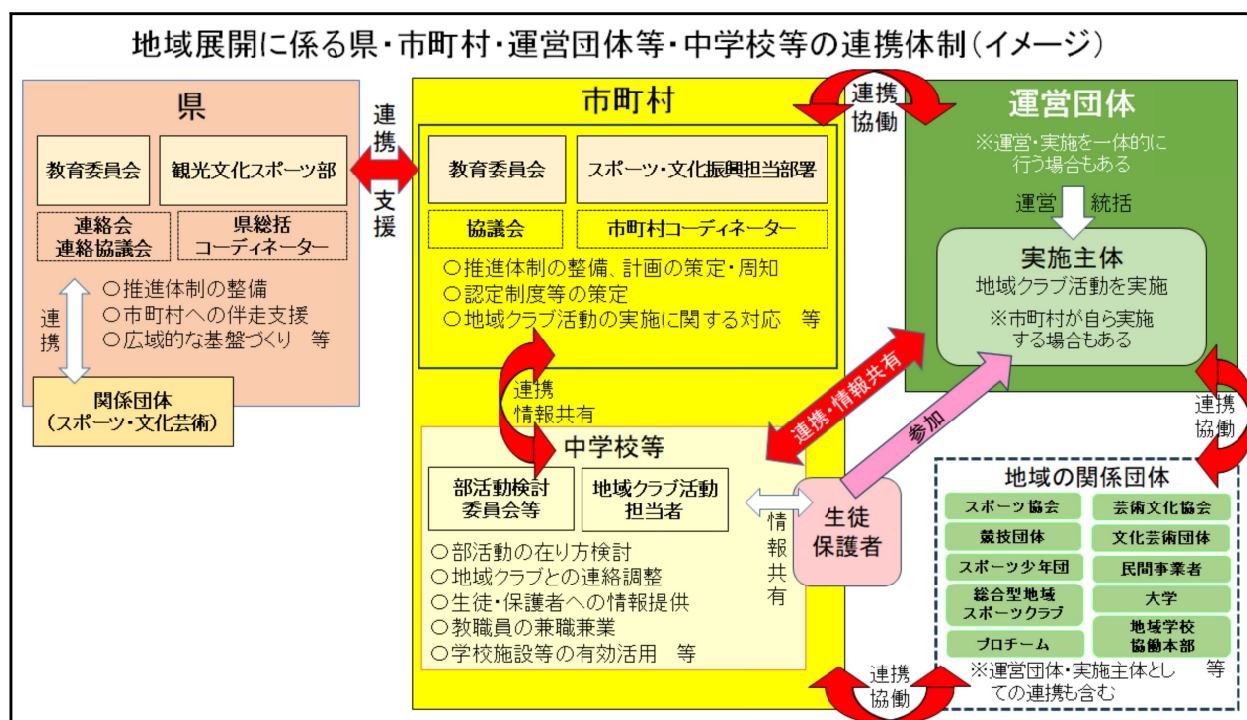


図5：地域展開に係る県・市町村・運営団体等・中学校等の連携体制（イメージ）

2 国・県・市町村・運営団体等・中学校等の役割

地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の構築に当たっては、国・県・市町村・運営団体等・中学校等がそれぞれの役割を担い（表4）、連携・協働しながら取り組むことが大切です。

表4：国・県・市町村・運営団体等・中学校等の役割

国	○全国的な取組方針の策定（ガイドライン策定等） ○地方公共団体への支援（財政的支援、アドバイザー事務局の設置等） ○好事例の収集・普及（事例集、スポーツ庁HPでの情報提供等） ○民間企業・大学・関係団体等の連携体制構築 等
県	○県全体としての改革方針・計画の策定

	○市町村に対するきめ細かな支援 ○広域的な基盤づくりの実施
市町村	○幅広い関係者との連携・協働の下、包括的な企画・調整を実施 ○地域クラブ活動の認定等 ○運営団体・実施主体等への支援や指導助言等の実施
運営団体等	○運営団体・・・市町村や中学校等との連携や実施主体の統括、運営・調整・管理等 ○実施主体・・・運営団体の統括の下、県ガイドライン等を遵守した適切な活動等 ※運営団体と実施主体の役割分担の在り方は多様であり、1つの団体が両者を兼ねる場合も考えられる
中学校等	○地域クラブ活動との情報共有 ○生徒・保護者等に地域クラブ活動の内容等についての情報提供 ○学校施設や学校備品等の有効活用への協力 ○地域クラブ活動での指導を希望する教職員の兼職兼業の促進 等

(1) 県の役割

県は、広域的なスポーツ・文化芸術の振興という観点から、県全体としての改革方針を示し、市町村に対するきめ細かな支援を実施するとともに、市町村単独での対応が難しく広域での実施が効果的・効率的な取組を中心に、地域展開等に向けた広域的な基盤づくりに取り組みます。

【取組例】

- 全県的な改革の推進に向けた体制整備（県関係部署及び市町村関係部署との連携強化、総括コーディネーターの配置・派遣、連絡協議会の設置・運営等）
- 県推進計画の策定と、市町村の方針や計画の策定に対する助言、支援
- 国や県の事業における成果と課題の検証や市町村への情報発信
- 連絡協議会の設置・運営による地域展開等にもなう市町村の取組や課題の把握、国及び県の支援の在り方の協議・検討
- 総括コーディネーターによる市町村の取組の把握や情報提供、助言
- 県スポーツ指導者登録システムの運用や研修による指導者の確保・育成
- 学校部活動や地域クラブ活動の運営に向けたガイドラインの策定
- 休日の指導を希望する公立学校の教職員による兼職兼業の促進
- 県内の大学や企業、関係団体等との連携体制の構築
- 県立学校の地域展開等への取組の推進
- 入試等の関連諸制度への対応
- 部活動指導員の配置拡充 等

【各コーディネーター等の役割例】

- 県総括コーディネーター
 - ・県内外地域の視察や巡回訪問等を通じた情報収集・提供、助言

- ・ 県内の関係団体等との連絡調整や協力依頼
- ・ 市町村や運営団体等への研修の実施及び相談窓口

○市町村コーディネーター

- ・ 市町村の推進計画や方針決定及び地域クラブ活動の認定制度の構築等に向けた関係団体等との調整、会議体の設置、アンケートの実施など、改革全体に関する取組の推進
- ・ 行政や関係団体等との連携による地域クラブ活動の実施に向けた指導者の確保や研修、各活動の会場調整、地域住民等への広報活動の展開、適切な運営・実施体制についての検証
- ・ 県総括コーディネーターとの連携、国や県の取組に関する情報収集・周知
- ・ 他市町村コーディネーターとの連携による広域的な取組の検討
- ・ 子どもや保護者、学校、運営団体等の関係者の相談窓口

○地域クラブ活動担当者

- ・ 中学校等における窓口として、地域クラブ運営団体等との連絡調整や情報共有
- ・ 部活動検討委員会等の開催に係る関係者との連絡調整
- ・ 子どもや保護者への地域クラブ活動に関する情報提供や相談窓口 等

（２）市町村の役割

学校の設置・管理運営やスポーツ・文化芸術の振興を担う市町村は、改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域の実情に応じた包括的な取組を進めていくことが重要です。

また、市町村では、教育委員会の担当部署が主となって取組を進めているところが多いと思われますが、学校部活動のみならず、生涯を通じたスポーツ・文化芸術活動の観点からの地域環境の整備充実が重要課題であることから、地域スポーツ・文化芸術担当部署が中心となり、教育委員会の担当部署等と緊密に連携しながら取組を進めていくことが求められます。

特に、地域クラブ活動の位置付けを十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブ活動の認定や運営団体等への支援・指導助言等を丁寧に実施することが望まれます。

【取組例】

- 市町村における推進体制の整備（関係部署の連携強化、コーディネーターの配置、関係者協議会等の開催等）
- 関係者協議会等の設置・運用による、地域の課題の把握や改善策の検討
- 国・県の方針や計画を踏まえた市町村の方針及び推進計画の策定
- 設置する学校における部活動の実態や、生徒、保護者、教職員の意識等の調査
- 地域クラブ活動の認定要件及び認定地域クラブへの支援方策の策定
- 「認定地域クラブ活動指導者」登録制度及び研修による指導者の確保・育成
- 保護者の負担軽減及び困窮世帯への支援も含めた財源確保の在り方や支援方策の検討
- 生徒や保護者のニーズを踏まえた移動手段と活動場所等の一体的な整備
- 地域クラブ活動の学校施設の優先利用や学校備品等の有効活用に係る規定の検討
- 地域クラブ活動の活動状況の把握、支援、指導助言

- 兼職兼業の条件整備による休日の指導を希望する教職員の協力体制の構築
- 学校部活動と地域クラブ活動との調整を行う窓口・担当者の設置
- 学校や生徒、保護者、地域住民等への取組の周知、情報提供、相談窓口の設置 等

【市町村における協議会等】

○構成メンバー（例）

- ・市町村行政（地域スポーツ・文化振興担当部署、教育委員会、生涯学習、社会教育担当部署等）、スポーツ推進委員、市町村スポーツ協会、文化芸術団体、中学校長、PTA、地区中体連、地区中文連、企業、自治会、総合型スポーツクラブ、スポーツ少年団 等

○役割（例）

- ・国・県の方針を踏まえた市町村の方針及び推進計画等の検討
- ・方針の実現に向けた地域における関係者の連携・協働体制の構築
- ・地域展開等の取組状況の把握と課題に対する改善策の検討
- ・運営団体・実施主体の検討、設立（必要に応じて）
- ・指導者の確保・育成（兼職兼業による教職員の活用含む）、研修体制等の検討
- ・家庭への支援方策の検討（生徒の移動手段、活動場所、公的負担等） 等

（３）運営団体等の役割

地域クラブ活動の実施に当たっては、運営団体は、各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・調整・管理業務の中核部分を担い、実施主体は、運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動において生徒のスポーツ・文化芸術活動の指導を担うなどの役割を分担することが考えられます。

その際、地域クラブ活動の活動方針や活動状況等を適切に中学校等に伝えたり、中学校等の教育方針や行事予定、生徒に関する情報等の提供を受けたりするなど、適切な連携を図ることが求められます。特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保する観点からも、生徒が所属する中学校等との適切な連携を図ることが重要です。

【取組例】

- 県や市町村の方針を踏まえた運営方針・計画等の策定及び周知
- 責任主体の明確化、危機管理マニュアル等の作成
- 収支計画の作成、会計業務
- 指導者や運営スタッフの確保・育成（研修等への参加促進も含む）
- 生徒の入会手続や会費徴収、指導者等も含めた保険加入
- 地域の施設等との連絡調整による活動場所の確保
- 市町村等と連携した移動手段の検討・確保
- 競技団体等への登録、大会・コンクール等への参加申込
- 生徒の所属する中学校等との情報共有（活動方針・計画・生徒情報等）
- 県ガイドライン等を踏まえた適切な活動の実施 等

（４）中学校等の役割

中学校等は、部活動検討委員会等を設置し、学校部活動や地域クラブ活動が生徒にとって望ましい活動の場となるよう、市町村の方針を踏まえながら自校の部活動の在り方を検討するとともに、地域クラブ活動の運営団体・実施主体と連携しながら、地域展開等への取組を進めていくことが求められます。

なお、地域クラブ活動において、学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させつつ新たな価値を創出していくためには、中学校等と地域クラブの間に生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行うとともに、兼職兼業により指導に携わる教職員の知見を活用することも考えられます。

また、特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保することや大会参加機会を確保する観点から、生徒にとって不利益が生じないよう緊密な連携を図る必要があります。

【取組例】

- 部活動検討委員会等による自校の現状や課題、今後の在り方等の検討
- 教職員、児童生徒、保護者のニーズの把握と市町村協議会への主体的な参画
- 学校設置者の方針や計画を踏まえた、地域展開等への参画
- 地域クラブ活動との調整（練習日・活動場所等）を行う担当の設置
- 地域クラブ活動の運営団体との合同の活動の実施
- 地域クラブ活動の運営団体への学校部活動運営のノウハウの伝授と生徒に関する情報共有
- 地域クラブ活動の内容等の生徒や保護者への積極的かつ丁寧な情報提供 等

【部活動検討委員会等】

○構成メンバー（例）

- ・管理職、部活動主任、PTA、学校評議員・学校運営協議会委員、スポーツ推進委員、地域指導者、学校後援会、同窓会、地域スポーツ・文化芸術団体等

○役割（例）

- ・市町村の方針や計画を踏まえた、自校の地域展開等の方針の検討
- ・市町村の方針や計画を踏まえた、自校の学校部活動と地域クラブ活動との連携の検討及び連携体制の構築
- ・学校部活動の適正化や効率的・効果的な活動の推進
- ・地域展開への取組状況の把握と課題に対する対応の検討 等

VI 地域展開の推進に向けた各種課題への対応

1 運営団体・実施主体の体制整備等

【基本的な考え方】

地域クラブ活動の運営団体・実施主体においては、市町村等による企画・調整の下、認定要件等に則って、持続的・安定的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供することが求められます。そのため、地域の実情を踏まえ、関係者が連携しながら適切な運営体制の整備等を行うことが必要です。

本県では、改革推進期間における取組により、体制整備等に一定の成果が上げられた一方、運営団体・実施主体となる団体数は少ない状況です。こうしたことから、中学校等の生徒を受け入れる団体がない場合に、市町村等が新たな団体を立ち上げることや、既存団体による生徒の受け入れに向けた活動をサポートする必要があります。

また、地域クラブ活動の運営団体については、各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核を担う観点から、組織体制・財政基盤の構築・強化、運営を担う人材の確保・育成、ICT等を活用した運営業務の効率化、組織としての責任を明確にするための法人格の取得等を進めることが望ましいと考えられます。

【取組例】

- 市町村におけるスポーツ・文化芸術所管部署と学校（部活動）所管部署等が連携・協力した、市町村が一体となった運営体制の整備
- 市町村（複数の市町村の連携を含む）による実施主体の設立
- スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ、競技団体、文化芸術団体等の既存団体における中学校等の生徒の受け入れ
- 地域学校協働本部や保護者会、複数の中学校等の部活動が統合した新たな団体の設立
- 運営団体等の法人格の取得
- 市町村コーディネーターの連携による近隣市町村との広域的な取組の検討 等

※運営団体・実施主体の体制整備については、「部活動の地域展開における地域クラブ活動の創設・運営ガイドブック」（令和8年3月スポーツ庁）も参照

2 指導者等の質の保障・量の確保

【基本的な考え方】

地域クラブ活動を円滑に実施するためには、地域の多様な人材等から、質・量ともに十分な指導者を確保することが必要です。

また、活動内容の質的な向上も図る必要があり、参加者が中学校等の生徒であることを踏まえた、適切な資質・能力を備え、生徒・保護者等から信頼される指導者による良質な指導が行われることが求められます。

本県においても、「秋田県スポーツ指導者登録システム」の運用や関係団体等と連携した人材確保の取組、教職員の兼職兼業の促進、指導者研修等を通じた指導者等の育成を進め、人材の不足や偏在等の課題に対して広域的な支援を充実させてまいります。

【取組例】

- 専門性や教育的な資質・能力を有する人材の発掘・確保・育成の一体的な整備
- スポーツ・文化芸術団体等の協力を得た指導者登録システムの構築や人材リストの作成
- 公立学校の部活動指導員・外部指導者等の活用、民間スポーツクラブ職員の派遣やICTを使った遠隔地からのオンライン指導などの活用
- 指導を希望する公立学校の教職員を活用するため、学校設置者による兼職兼業の許可などの制度の整備
- 運営サポーターなどのボランティアスタッフの募集
- スポーツ・文化芸術団体等による、生徒や保護者等の多様なニーズに応えられる指導者研修の実施や資格取得の促進 等

※「認定地域クラブ活動指導者」登録制度については、国ガイドライン別冊資料①の別紙2も参照

3 活動場所の確保

【基本的な考え方】

本県における地域クラブ活動の主な活動場所として、学校施設をはじめ、社会教育施設や民間施設等の様々な施設が活用されており、関係機関及び関係者の理解の下、引き続き十分に確保していくことが欠かせません。

今後、地域クラブ活動の増加に対応していくためには、学校施設等の更なる利用の促進に加え、学校における働き方改革や地域クラブ活動の指導者の負担軽減等の観点から、活動場所の効果的・効率的な管理等にも取り組むことが求められます。

その際、特に、学校施設については、生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点からも、学校教育に支障のない限り、地域クラブ活動において優先して活用できるようにすることが極めて重要です。また、地域住民を含めた幅広い利用等を可能にすることで地域の活動拠点づくりにつなげていく視点も大切です。

【取組例】

- 地域の中学校等、公共スポーツ・文化施設、社会教育施設、地域団体・民間事業者等有する施設のほか、小学校や高等学校、特別支援学校や廃校施設の活用
- 運営団体等の安定的・継続的な運営のための、学校施設を含む公共施設の指定管理者制度や業務委託制度等の導入
- 地域クラブ活動に対する学校施設や社会教育施設等の優先的な利用、使用料の減免等に係る制度の整備
- 営利を目的とした学校施設の利用を一律に認めない規則の制定や運用を行って

る場合の規則等の改善 等

※活動場所の確保に当たっては、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和 7 年 3 月改訂スポーツ庁）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和 3 年 1 月文化庁）も参照

4 保護者の負担（活動場所への移動や費用負担等）

【基本的な考え方】

地域クラブ活動の活動場所が生徒の所属する中学校等以外となる場合においては、生徒の移動手段への配慮が欠かせません。その際、障害のある生徒を含め、地域クラブ活動に参加する生徒のニーズや事情等を十分に踏まえた対応が必要です。

活動場所への移動手段の確保については、保護者や生徒のニーズを踏まえ、活動場所や活動時間等の一体的な検討を進め、関係者の理解や協力を得たり、スクールバスなどの既存の送迎車両を有効に活用したりすることが考えられます。また、地方公共団体における交通部局や介護・福祉分野、医療分野などの政策分野との連携・協働も考えられます。

参加費等については、保護者の負担が大きくなるにつれて、生徒が地域クラブ活動に参加することを躊躇してしまったり、諦めてしまったりする恐れがあります。地域クラブ活動においては、地域の実情等に応じて安定的・継続的な取組が進められるようにするとともに、市町村間で保護者の負担に大きなばらつきが生じないように、国が示す受益者負担の金額の目安等を踏まえ、受益者負担と公的負担とのバランスなど費用負担の在り方を検討し、国・県・市町村等が支え合いながら適切な支援を行うことが重要です。その際、家庭の経済格差が生徒の体験の差につながることを防ぐ、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要があります。

【取組例】

- 地方公共団体における交通部局と連携した地方公共交通の活用の検討
- 介護・福祉分野や医療分野など、地域における移動手段の維持・確保が課題となっている政策分野との連携・協働
- 地域公共交通の運行ダイヤに合わせた地域クラブ活動の実施や、運行ダイヤの見直し、公共ライドシェアの仕組みの構築
- 指導者への謝金、保険料、練習会場等への送迎など、保護者の負担増による生徒の体験格差を生じさせないための、実施主体・運営団体による低廉な会費の設定
- 県や市町村による、地域クラブ活動に係る施設使用料の免除や送迎の配慮などの支援の在り方の検討
- 地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備
- 企業等からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税等の活用 等

※保護者の負担に関しては、「部活動の地域展開における地域クラブ活動の創設・運営ガイドブック」（令和 8 年 3 月スポーツ庁）も参照

5 生徒の安全・安心の確保

【基本的な考え方】

地域クラブ活動では、学校部活動と同様に、事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を徹底し、生徒が安心・安全に活動に取り組める環境を構築することが欠かせません。

県、市町村や運営団体等において、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確化した上で、発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧に事後対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行うことが重要です。

さらに、怪我等への備えとして、生徒及び指導者等に対し、保険や個人賠償責任保険等への加入を徹底することが必要です。

【取組例】

- 事故や暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止に向けた、指導者・保護者・生徒等への研修・普及啓発
- 市町村や地域クラブ活動の運営団体等における相談窓口の整備
- 地域クラブ活動が学校部活動の災害共済給付の対象外となることを踏まえた、傷害保険や損害保険等への個人での加入、実施主体・運営団体等によるスポーツ安全保険などの集団保険等への加入 等

※生徒の安全・安心の確保については、日本スポーツ協会HP（NO！スポハラ）及び「部活動の地域展開における地域クラブ活動の創設・運営ガイドブック」（令和8年3月スポーツ庁）も参照

6 生徒・保護者等の理解促進及び参画促進

【基本的な考え方】

学校部活動の地域展開は、前例のない改革であり、円滑に進めるためには、生徒や保護者等に対して、学校部活動を取り巻く現状・課題や改革の理念、地域展開による効果、地域クラブ活動の実施体制・活動内容、会費・保険の取扱い等について、丁寧に周知し、理解を得ることが大切です。

これまで県、市町村において、地域展開に関する情報の周知等を行ってきましたが、今後、更なる改革を推進するためには、より一層の周知・広報等を進めていく必要があります。また、地域クラブ活動の在り方等を検討するに当たっては、当事者である生徒や今後中学校等に入学する小学生のニーズを的確に把握し反映させることが重要であるとともに、生徒が自らの希望にあった地域クラブ活動に参加できるよう、市町村や地域クラブ活動、中学校等が連携してきめ細かな情報提供等を行うことが重要です。

さらに、地域クラブ活動は、学校教育としての部活動が担ってきた意義を継承・発展させるものであり、活動・運営への生徒の積極的な参画を通じて、自主性・主体性、他

者と協働する力等を育成するとともに、将来的に、生徒が地域クラブ活動の運営に携わるなど、人材の好循環につなげていく視点も重要です。

【取組例】

- 部活動の地域展開の取組方針等を分かりやすく示した普及啓発チラシ・動画等の作成及びHPやSNS、各種広報媒体を通じた効果的な周知・広報
- 県、市町村、運営団体等と連携した説明会等の開催
- 地域クラブ活動に関する生徒・保護者・教師等の認識や意向等の把握のためのアンケートの実施
- 生徒同士による活動目標・計画、役割分担等に関する話合いの場の設定など、活動・運営への生徒の積極的な参画の促進 等

Ⅶ 学校部活動の地域展開等のパターン

学校部活動の地域展開等に当たっては、市町村が主体となり、改革実行期間において、原則、全ての公立中学校等の部活動で休日の地域展開を実現することを目標としています。休日と平日を併せた一体的な体制の整備や他市町村との広域的な連携等を進めていくことも考えられます。

その際、地域の人的・物的な資源や学校部活動の現状等を的確に把握するため、図6のようなアセスメントを実施するとともに、図7のようなパターンを参考にしたり、いくつかのパターンを組み合わせたりするなど、地域の実情を強みに変える視点に立ち、最適な方法を検討することが大切です。

県としても、先進地域や特色ある取組を進める地域の情報を収集・提供するとともに、地域展開に向けた広域的な基盤の整備を進めるなど、市町村に対するきめ細やかな伴走支援に努め、本推進計画の目標達成に向けた取組を進めてまいります。

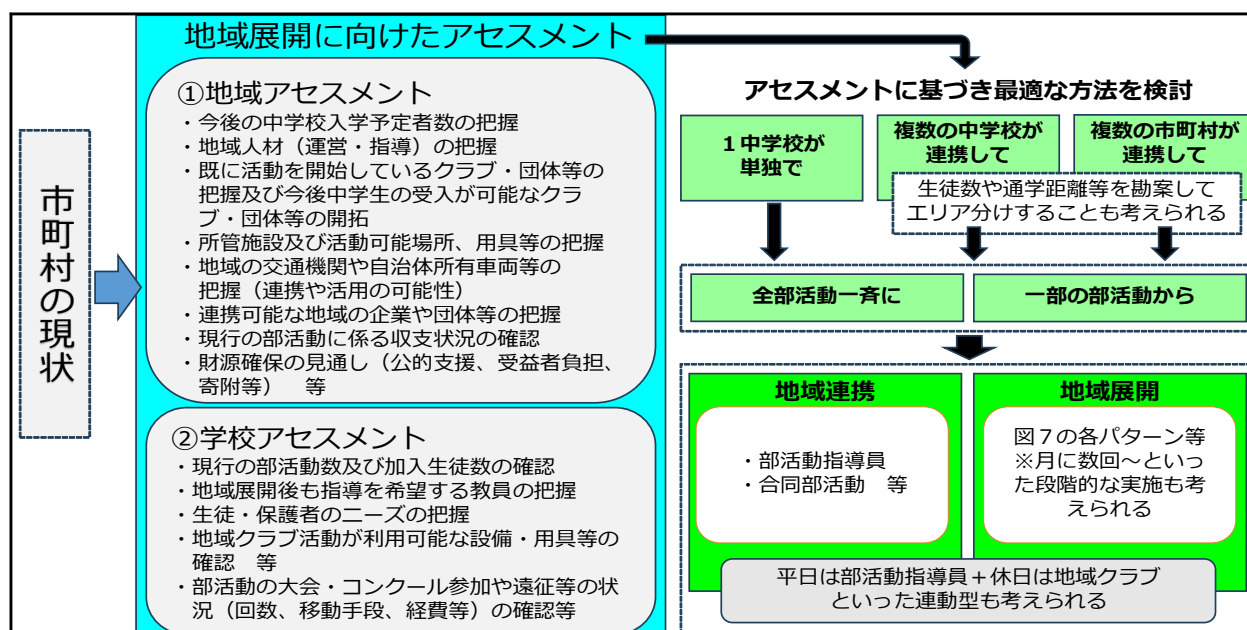


図6：アセスメントに基づく地域展開等（例）

区分	パターンA 既存団体の活用	パターンB 新たな団体の設立	パターンC 拠点校・市町村連携等
中心 的な 運営 ・ 実施 主体	①スポーツ少年団で中学生の受け入れ ②総合型地域クラブ内に中学生部門を設置 ③クラブ（成年）・道場等で中学生の受け入れ ④民間クラブ内に中学生部門を設置	①行政が中心となって設立 ②スポーツ協会・競技団体文化芸術団体等が設立 ③保護者会・同窓会等が設立 ④企業・大学・民間事業者等が設立	①拠点校方式 ②市町村連携方式 ③中高連携方式 ※地域クラブ設立の前段階として体験教室等のイベントを試験的に実施すること考えられる

図7：部活動の地域展開モデルパターン

【参考（関連リンク）】

- 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月文部科学省）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm
- 部活動の地域展開における地域クラブ活動の創設・運営ガイドブック（令和8年3月スポーツ庁）
https://www.mext.go.jp/sports/content/20260325-spt_ori para-000048484_001.pdf
- 学校体育施設の有効活用に関する手引き（令和7年3月改訂スポーツ庁）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/detail/1385575_00002.htm
- 地域での文化活動を推進するための「学校施設開放の方針」について（令和3年文化庁）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/chiikibunkakurabu/pdf/94167101_01.pdf
- 令和6年度地域スポーツクラブ活動整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）事例集（令和7年8月スポーツ庁）
https://www.mext.go.jp/sports/content/20250901-spt_ori para-000028260_01.pdf
- 「令和6年度 文化庁活動改革(部活動の地域移行に向けた実証事業等)」事例集（令和7年7月文化庁）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/pdf/94268701_01.pdf
- 部活動改革ポータルサイト
【スポーツ庁】https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm
【文化庁】<https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93972201.html>
- 教師等の兼職兼業について（文部科学省通知、手引きなど）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html
- 日本スポーツ協会HP（NO！スポハラ）
<https://www.japan-sports.or.jp/spohara/>
- 秋田県学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン（Ver.1）（令和6年3月秋田県教育委員会）
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/80506>